

～町内事業者の皆様へ～

物価高騰対策事業実施のお知らせ

町では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内事業者を支援します。

南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金支給事業

1 支給対象事業者

次の①から④に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- ①町内に本店、支店、営業所などを置く中小企業者（法人・個人事業主）で、次の道路運送事業などの事業を営む者
 - ア 道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業（乗り合いバスなどは除く。）
 - イ 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - ウ 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業
 - エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業
 - オ 廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業
- ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- ③代表者、役員などに暴力団員などが含まれていないこと
- ④町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が令和7年4月から12月までの期間に購入した燃油（ガソリン、軽油および重油）の費用

3 支援金の額

令和7年4月から12月までの期間に購入した燃油量×1リットルあたりの支援額（ガソリン4.6円、軽油4.8円、重油5.8円）
※町からの受託業務に使用する車両は、支援金の支給対象にはなりません。

4 申請期間 4月1日(水)～6月30日(火)

※予算の上限に達した場合は、申請期間の途中で受付けを中止する場合がございます。

南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金支給事業

1 支給対象事業者

次の①から④に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- ①町内の事業用施設（店舗・工場・事務所その他の事業所で、所有、管理または占有している施設（公の施設を除く。))において、小売電気事業者（東北電力㈱または新電力会社）から高圧または特別高圧の電力供給を受け、かつ、電気料金を負担している事業者
- ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- ③代表者、役員などに暴力団員などが含まれていないこと
- ④町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が高圧または特別高圧の電力供給を受けている町内の事業用施設（以下「高圧電力利用施設」という。）における、令和7年4月から12月までの期間に使用した電気料金（小売電気事業者に対し、既に電気料金を支払済のものが対象）

3 支援金の額

（高圧電力利用施設における、令和7年4月から12月までの期間に使用した電力量の合計(kWh)）×1.8円
ただし、1事業者当たり60万円を上限とします。

4 申請期間 4月1日(水)～6月30日(火)

※予算の上限に達した場合は、申請期間の途中で受付けを中止する場合がございます。

上記2事業の申請書：商工観光課窓口にて備え付けの他、町ホームページに掲載しています。

お問い合わせ・申請窓口：商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

南三陸町物価高騰対応生活支援給付金についてのお知らせ

食料品価格などの物価高騰の影響により、町民皆さまの経済的な負担が増えていることから、その負担軽減を図るため、物価高騰対応生活支援給付金の申請を受け付けています。申請の期限は、**5月29日(金)まで**です。**期限後の申請は受け付けることができません**ので、忘れずに申請をお願いします。

注 意 点

申請書を提出する際には、下記の点にご注意ください。内容に不備があった場合は振込処理を行うことができません。

- ・申請書に受取口座など、必要事項を漏らさず記入しているか
- ・申請書裏面に申請者の本人確認書類（※1）や受取口座が確認できる書類（※2）の貼り付けがされているか

※1 本人確認書類

- ・運転免許証・マイナンバーカードなどの写し

※2 受取口座が確認できる書類

- ・カナ氏名、支店名および口座番号が明記されている通帳の見返し部分（表紙の次のページ）の写しまたはキャッシュカードの写し
- ・個人事業主の人などで、屋号付の口座を指定する場合は、通帳表紙の写しも同封してください

☎ 企画課 政策調整係 ☎46-1371

移転促進団地の分譲・賃貸について

移転促進団地に整備した以下の宅地の分譲・賃貸を希望する人を随時募集します。

1 団地名・区画数・価格

団地名	区画数	価格（1宅地当たり）	
		分譲価格	賃貸価格
田の浦団地	1	204万円	8万1千円/年
馬場・中山生活センター西団地	1	215万円	8万6千円/年
清水団地	7	290万円～296万円	11万円6千円～11万8千円/年
戸倉団地	17	328万円～353万円	13万1千円～14万1千円/年
長清水団地	1	172万円	6万9千円/年
合 計	27		

※価格の見直しを行うため、価格が変動する可能性があります。

2 応募資格

- ①不動産の売買または賃貸に係る契約を結ぶ能力について、法令上の制限を受けていない人
- ②破産者でない人
- ③税金を滞納していない人
- ④暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目に該当しない人

応募方法など詳しくは、町のホームページをご覧ください。ただ、下記までお問い合わせください。



☎ 企画課 財産管理係 ☎46-1371